

## 第 5 回施設建設選定部会（第 1 部会）

招集年月日	平成 16 年 11 月 19 日（金）					
招 集 場 所	南部総合福祉センター2 階会議室					
開 会 時 間	午後 2 時 00 分					
閉 会 時 間	午後 3 時 50 分					
出席委員 及び 欠席委員  〔出席委員 13 名〕 〔欠席委員 3 名〕	委員 番号	氏 名	出 席 の 別	委員 番号	氏 名	出 席 の 別
	1	大 城 弘 明	○	9	屋比久孟尚	○
	2	赤 嶺 要 善	○	10	宮 平 正 和	○
	3	比屋根正義	×	11	崎 山 正 美	○
	4	米 増 正 行	×	12	照 喜 名 悟	○
	5	石 嶺 真 潤	○	13	古 我 知 浩	○
	6	玉代勢兼勇	×	14	大 城 静 江	○
	7	比 嘉 徳 吉	○	15	大 里 綾 子	○
	8	佐久川政信	○	16	寄 川 順 美	○
会議に出席した 事務局の職・氏名	事務局長	玉 寄 長 市				
	室 長	知 念 義 貞				
	主 査	山 内 昌 直				
	主 事	知 念 正 樹				
	嘱 託	片 野 勸				
その他会議に 出席した者	コンサルタント	畑 間 慎 哉・金 城 義 栄				
	マスコミ	沖 縄 時 代 新 報・琉 球 新 報・OTV				
会議に付した事件 及び議決内容	別紙のとおり					

## 第5回施設建設選定部会（第1部会）

### 会 議 録

開会あいさつ

委嘱状交付

#### 【前回会議よりの確認】

1. 議事録（概要）の確認

#### 【協議事項】

1. 部長の選出について  
**部長に宮平正和(西原町助役)選出。**
2. 候補地選定作業の進捗について  
**スクリーニング関連資料でいくつか資料の提出漏れがある。どのような方法で資料を収集したのか我々(助役)は、把握していない。**  
→ 担当課長宛に資料収集の文書を送った。集まり具合が悪いので、再度文書で資料の提出をお願いしている。また、市町村の担当者呼びヒヤリングをして確認することを考えている。
3. 候補地の公表時期について

#### 【委員の意見】

- ① 住民対応では、どこかの段階で公表しないといけないが、もうひとつ勘案しないといけないことは、悪質な地上げ屋等に対する対応はどう考えているのか。
- ② 1ヶ所に絞り込むとそのような問題が出てくる恐れはあるが、複数の時点で公表しても、どこになるか分からないので、その時点では心配ないのでは。
- ③ 以前(バブル時代)であればそう言う心配はあるかもしれないが、現在は、土地価格の下落などによりあまり心配することではないのでは。
- ④ 選定された地域住民がいきなり新聞で知ったとなると、住民感情を害する

恐れがある。何らかの配慮、対応策は考えられないか。

⑤各市町村の担当課には十分レクチャーし、住民からの問い合わせに対応できるようにすることは大事なことだと思う。

⑥候補地を絞り込む段階で、住民の意見を反映させる部分はあるのか。

#### 【部会の見解】

公表の時期については、部会開催後(10ヶ所程度)公表する。

その際、各市町村の担当課にレクチャー(選定経緯等)をし、住民の問い合わせに対し十分な対応ができるようにする。

4. 住民委員会への議事録提供について  
議事録については、提供する。  
・住民委員会の議事録も提供してほしい。  
→ 次回の住民委員会で確認する。
5. 住民委員会との合同会議の開催について  
H16. 12. 21(火)前後に調整し設定する。
6. その他

## 議事録

### 崎山委員

こんにちは。新しい部会長が選出されるまで私のほうで代理となっております。今日は1から6まで議題がありますが、1の部長の選出のところまで私のほうで進めていきたいと思えます。私たちの部会も重要な場面になりますけれども、その中において前部会長の大城さんが役場を退任されましたので、今日は新しい部会長を選出してこれからの部会の運営に向けていきたいと思えます。

早速ですけれども、これまで私たち第1部会はいろんな議論をしてきましたので、それぞれお互いもよく知ってきたと思えます。新しい部会長をこれから選出いたしますけれども、どなたか推薦若しくは(事務局から「委嘱状の交付があります」の声あり)、ちょっと間違えました。新任のほうの委嘱状交付、お願いします。

### 事務局

先ほど崎山委員よりございました西原町の助役が退任されて、その後任に今日お出でいただきました宮平さんがそのまま就かれています。本来ですと、南廃協会長から委嘱とい

うことでございますけれども、日程の都合で参加されておられません。代わりまして南廃協の事務局長・玉寄から委嘱状の交付をしてみたいと思います。宮平さん、前のほうにお願いします。

#### **玉寄事務局長**

それでは今、話ございましたように、市長は公務で出席できませんので、私のほうで代わりに委嘱状の交付をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委嘱状、宮平正和（敬称略）を南部地区廃棄物処理施設整備推進協議会施設建設選定部会の委員に委嘱する。平成 16 年 11 月 19 日から平成 17 年 5 月 15 日までとする。南部地区廃棄物処理施設整備推進協議会会長金城豊明。よろしくお願いします。

#### **事務局**

今回新任されました宮平助役に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

#### **宮平委員**

新たに委嘱状を交付されました宮平と言います。西原町の助役を務めているわけですが、先月の 10 月 22 日に就任してまだ一カ月になっておりません。助役という仕事の激務と言うんですかね、毎日が仕事に追われているような状況で大変な仕事を引き受けたなど非常に身の引き締まる思いと同時に責任の重さを感じております。南部の廃棄物関係について、これから委員と一緒に進んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### **崎山委員**

では、よろしいでしょうか。今日の 1 番目の議題に入りますけれども、部長の選出についてこれから審議を進めていきたいと思っております。

#### **事務局**

まだあります。前回の報告です。

#### **事務局**

先ず、お手元の資料を確認させていただきます。次第の他に資料 1 から 5 まで。それから『地域だより』とシンポジウムのチラシが入っているかと思います、ご確認をお願いします。

それでは資料 1 に基づいて前回会議の確認をさせていただきたいと思っております。前回 10 月 6 日でございます。午後 2 時からこの場所でした。出欠の状況は囲みの中でございます。

2頁をお開きをお願いしたいと思います。第4回施設建設選定委員会（第1部会）の要旨でございます。最初に議事録の確認がございました。前回会議、今日から数えますと、前々回会議録の協議事項2の（1）※印の後半部分です。「各市町村につき数箇所程度選定する」という文言を、「各市町村から1箇所以上選定する」に修正をお願いしております。

協議事項でございます。1点目に候補地選定の手順について、候補地選定の評価及び予定地選定手順等の検討を行っております。候補地選定評価の検討事項の中の決定事項につきましては、3頁でございます。これは少し長いですので省略させていただきます。後ほどご覧いただきたいと思います。

2頁に戻っていただきたいと思います。その下の、候補地の選定についてどのタイミングで情報を公開するかということでございます。スクリーニングをして挙がった候補地を事務局が現地踏査し終えた後、10箇所程度に絞った段階。2次候補地の選定を5箇所ぐらいに絞られた時。理事会の報告時、3箇所程度の時点。予定地の決定後。予定地と申しますのは、1箇所ということです。これにつきましては、次回以降慎重に審議し決定するという事で本日の議題として上げてございます。

2番目、3番目につきましては、事務局からのご連絡ですので省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。前回の会議録は以上でございます。よろしく申し上げます。

#### 崎山委員

協議事項に入っていいですか。それでは、これから新しい部長の選任をいたしますけれども、まず自薦他薦がありましたら一つご提案ください。いらっしゃいますか。なかなか手を挙げて「私がやりましょう」というのはないと思いますので、事務局から副案があれば提案していただいてそれを参考にして決定するという事で……。

#### 崎山委員

では皆さん、そういうことでよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

#### 新部会長に宮平助役が就任

#### 事務局

それでは、事務局から副案ということで委員の皆さん方からの総意でございますので、ご報告をいたします。事務局としましては、前部会長でもございました西原町の助役さん後任の宮平助役さんに引き続き部会長をお願いするというようなことを考えております。以上でございます。

（「異議なし」の声あり）

#### 崎山委員

改めて、事務局からご提案のありました宮平さんのほうにお願いすることで皆さんの同意が得られましたら、拍手をもって……。〔異議なし〕拍手あり)

では、宮平さん、一つよろしく申し上げます。それでは席を替わりますので、よろしく申し上げます。

## **事務局**

改めましてご挨拶してから、進行をとられたらよろしいかと思いますが……。

## **宮平部長**

前回の部長が西原町の助役だったこともありまして、皆様のご推挙もあったわけですが、その残任期間ということもあるだろうとっております。南部地区の廃棄物処理関係については、これまで4回の検討会が行われているわけでございまして、特に施設建設選定部会については非常に重要な部会だろうと考えております。これから施設の問題、あるいは施設設置の問題と、住民と関連する部分があるだけに非常に慎重に検討しないといけないうらうとっております。私は初めての部会長でございますので、皆様のご意見を忌憚ないご意見をいただきまして……、この施設が住民にとって良い施設になりますように皆で検討しながら素晴らしい廃棄物処理施設ができることを期待し、部会長としての挨拶といたします。よろしく申し上げます。

## **宮平部会長**

それでは1のほうから進めていきたいと思ひます。議事事項が既にお手元にありますので、その事項に基づいて議事を進行していきたいと思ひます。候補地選定作業の進捗について、事務局からご説明をお願いします。

## **事務局**

前々回で作業行程については皆様のほうにお諮りをしたわけでございすけれども、特に第1次、2次のスクリーニングを今、進めております。その状況、あるいは資料の提出状況に少しばらつきがございますので、その辺も含めて進捗について報告をさせていただきます。今日はコンサルタントが一緒についておりますので、そちらのほうから説明をさせていただきます。

## **環境工学**

それではお手持ち資料の資料3でございます。1頁から3頁まで3枚ございすが、それと、もしよろしければ正面の画面を使いながらご説明を申し上げたいと思ひます。

これが今日の時点の1次スクリーニング、ふるい分け作業状況の中間報告の地図でございます。どういう作業をしているかと申し上げますと、国土地理院10000分の1の白地図

の上に都市計画等土地利用ですとか自然公園、そういった環境保全、それから地滑りとか急傾斜地とかそういった防災関係の法的な規制状況をその地図の上に被せていく作業を今、進めているところでございます。正面の画で、でき上がっているのが糸満市、豊見城、それから島尻の3町が今、この地図上に入ったという状況でございます。失礼いたしました、東部地区ですね。島尻のほうにつきましては現在、作業中というところでございます。

簡単にこの色分けを説明いたします。これで見えますでしょうか、白い矢印なんですが、まず糸満のこの色が市街化区域のところになります。それからこの黄色、これが農用地になります。それからあとは土地利用といたしまして、この辺りが土地利用の計画があるところ、西原町ですね。それから、この上の辺りにつきましては、ラムサール条約等の貴重動植物の生息地となっております。

お手持ち資料の3枚目のA3にございますが、各市町村からこういった法的な資料の提出をいただきました。これを基に作成をしております。ただ、各市町村でその資料に若干ばらつきがございまして、それを今、調整しようとしているところでございます。例えば具体的に申し上げますと、糸満市のこの黄色の農用地が大部分の面積を占めておりますが、その他のところはまだそこが白地の状態でございます。そういったところは改めて、もう一度その市町村と調整して埋めていく必要があるかと今、考えております。現在のところはこういう状況で、1次候補地を選定するに当たって、地図上でその可能性のある地域を探るために法的な規制状況を調べていっているところでございます。

あとは行程的なものでございますが、お手持ちの2枚目のA4の簡単なスケジュールをご覧ください。青色の線と赤色の線でございますが、平成16年10月6日に第1部会で資料の提出をさせていただいた予定がこの青色の予定でございます。現在、それから今後進むであろう行程が赤色の線になります。今のところ各市町村からいろいろ資料を提出していただいておりますが、これからまた追加が必要であろうとこういったものも含めて若干この辺りの期間が当初からずれ込んでいる状況でございます。1次候補地の選定が資料の提出ができましたら11月末ぐらい、12月初旬に事務局による現地の踏査、並びにその後部会の現地踏査が12月半ば頃で、候補地の第1段階の評価というのが12月末頃になりまして、2次候補地の選定が年内になされることになるかと考えております。年明けまして2次候補地の評価をいたしまして、その後上位3箇所の選定がされて1月の半ば過ぎ、最終的に1月にできるかどうかでございますが、理事会のほうへ報告をしたいと、概略こういう行程で今考えております。

簡単ではございますが、以上が現在のスクリーニング作業の状況でございます。

## 宮平部会長

それでは、先ほど説明のありました候補地選定作業の進捗状況について質疑を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

## 航空法の空域制限は？

### 崎山委員

進捗ではありませんけれども、スクリーニングの要素の説明をいただきたいと思います。候補地選定スクリーニング関連資料状況、いわゆる3町でだぶっているところですね。防災保全関係法令の中で航空法、要するに空域制限の要素がありまして、それは豊見城にありますよ、というようになっていますが、これは疑問点ではなくて素直にお聞きしたいところですけども、最終処分場の要素と空域制限との絡みはどうしてあるのか教えてくださいませんか。

### 環境工学

すみません、ちょっと聞きづらかったんですが、下のほうにあります航空法の空域制限の話ですか。最終処分場の場合は比較的面的な整備と言いますか、それと灰溶融炉が今回、計画されていますのでその排ガス等の排出口がございます。その高さがどのくらいになるかはこれからの計画になりますが、それがある程度の高さになりますと、この制限にかかる可能性もありますので、現在の段階でそれに該当するかは未だはっきりは分かりませんが、念のためそういったものも調べてあるという状況でございます。

### 崎山委員

分かりました。

### 委員

疑問点ということではないんですが、スクリーニング作業の進捗状況で市町村名があがっています。島尻1町3村が未だされていない状況なんですが、この1町とは佐敷町のことを指しているんですか。

### 環境工学

島尻1町3村の分が作業中です。

### 委員

この1町とはどこですか。島尻清掃、東部清掃、そういう意味での島尻ですか。

### 環境工学

現在の島尻清掃組合のことです。

### 委員



島尻とは清掃組合の島尻組合のことですね。

## 環境工学

そうです。

## 委員

はい、委員長。このスクリーニングの進捗状況を見ますと、糸満市が農用地関係が黄色部分で入っていますよね。これからすると、あまりにもこの地図が小さいかと、こういった適地と言うんですか、これからどういった方法で適地が分かるのかなど。もっともこの地図を大きくすべきではないかと思いますが、この辺はどんなものですか。

## 環境工学

お手持ちの資料は縮小したかたちで、このスケールでは確かにご指摘のとおりできません。実際には 10000 分の 1 の地図がございまして、畳の 4 畳分ぐらいの大きな地図になりますので、そのデータをパソコン上で拡大しながら候補地を選定しているということです。ですから、例えば糸満市の農用地の中に白い歯抜けがあるかと思えますけれども、そういったところもその可能性は十分にあるということになります。

## 委員

各市町村、資料の提出は終わっているわけですね。地図上に未だ落としてないということですね。

## 環境工学

そうですね。先ほど島尻の構成市町村についてはデータもいただいておりますが、未だこの地図に落としきれていません。

## 委員

進捗予定のところにある、候補地の部会による現地調査が 12 月というのは決定ですか。

## 事務局

今、コンサルからスケジュールが 2 頁のほうで出ました。これはあくまでも予定でございまして、進捗状況によってはそういった日にちは少しずれますので、前もってまた皆さんには調整しまして、現地調査の部分をきちんと連絡していきたいということになっています。ここは未だ決めかねますので、少し調整をさせていただきたいと思います。議会等でいろいろ決定する部分もございまして、少し調整をしたいということでございます。

### 委員

早目に決めて各市町村議会にこの日程で伝えていくと、調整をお願いするのか、あるいは議会日程が決まってから皆さんが調整するのか、どちらなのか決めておかないといけませんね。

### 事務局

こっちでやって議会は調整できますか。

### 委員

それはちょっと厳しいだろうな。

### 事務局

ですから逆の方法になると思います。

### 委員

では、各市町村議会の日程が決まってからと……。

### 事務局

合わせて。

### 委員

その日程を外して。各議会ばらばらで調整が大変だろうなと思います。

### 事務局

部会長、よろしゅうございますか。事務局は、12月は相当いろんなかたちで忙しくなりますので、時間が取れるかは厳しい状況なんですね。ですから、大変ではあるんですけども、一案として土曜日に入ってくる可能性もあると考えております。休日ではございますが、出ていただいて、大変申し訳ないんですが、そこも今、事務局では練っております。そういったものも含めまして、少し調整をして議会の開催もにらみながらやっていきますので、大変だとは思いますが、そこまでの協力をお願いしたいと思っております。未だ案ではございますがね。

### 委員

事務局が10箇所ぐらい選定するわけですよ。それをお互い部会がその10箇所を視察するということですよ。

## 委員

一日では終わらないと思うよ。

## 事務局

一日では終わりません。うまくいって2箇所ぐらいできれば良いほうだと思います。これは一日でやるとなると、アバウトな視察しかできませんので、事務局の下調べもしっかりしないといけないことになって事務局も時間をかけないといけなくなります。委員の皆さんに見せるための資料というのは、事務局では下調べをしておかないといけない部分もありますので。厳しいと思います。

助役さん方、委員の皆さんを集めることができるかというのもまた大きな問題なんです。大変厳しい状況ではあるんですが、それでもやらないといけないですけども。

## 委員

これは年内いっぱいクリアしようという提言になっているわけですか。

## 事務局

あくまでも予定上でありまして、そこにしなくてはいけないというものではないんです。必要あらば予定は延びることもあります。

## 委員

今、話にありますように市町村では12月は議会がありますので、そこら辺の日程調整は事務局で十分、行ってもらってですね。

## 事務局

1点、ちょっとお願いがございます。今、事務局のほうでスクリーニングの作業をやっている状態なんですけど、糸満市から大里村までのスクリーニング関連資料の状況の中で、一部やはり資料がなかったり、あるいは担当者のほうで所在が分からないという資料が若干あるようです。事務局から、もう一度探してみてくださいようその旨の文書を出してございます。もしなければ、出している分が全てだということで作業を進める予定にしておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。今、担当課長宛てに文書を出す予定で、今日、明日には届くかと思います。

法律がかなり細かくて、市町村によってはなかなか文書の意味自体、あるいは図面や資料の所在がなかなか分かりづらい部分があるようでございます。その作業が先ず最初の部分ですので、それが終わり次第、事務局の踏査というかたちになりますので、少し日程がずれこむような感じになっております。よろしくご協力をお願いしたいと思います。

## 部会長

他にないでしょうか。

## 委員

今の件に関連します件なんですけど、お聞きしようかと思っていたので。やはり漏れているのが2、3あるんですよね。この辺は事務局にどういった状況で出されているのか。私は全く把握していないものですから。自然環境保全関係の都市公園法がありますよね。今、大里城址公園は23ヘクタール整備中なんです。これに〇が入っていない。あとは下の防災関係、地滑り防止関係も2、3箇所あるんですね。こういったものが入っていないのは、担当者任せでやった関係でそうなっているのかなと思うんですが、その辺の確認が私たちのところはされていません。他の町村はどんなですか。県の文化財指定関係も入っていないですよね。

## 事務局

これについて、実は助役さん方のほうが出されている資料の把握できてないことは確かだと思います。それと担当者自体、この法律がどういうものなのか意味がきちんと理解できなくて出してない部分もありまして、事務局は一応呼んでヒアリングをして、これこれこういったものの計画はないですか、というかたちをして埋めていこうかなという考えをしています。本当でしたら、出された部分でやりたいのが本音ではあるんですが、そうすると、今みたいに実際計画中のものや将来、出ている部分もありますので、そういったことも入れて。事務局も市町村を回るのは大変ですから、何時から何時まではどの市町村と時間を決めて来ていただいてやりたいといったことを考えております。そしてこれを市町村が持ち帰って、三役の皆さんが揃われて、これでいいということになればOKというかたちでさせたいと思います。

## 委員

ちょっと質問と言うよりは聞きたいんですけども、3のほうに書いてある要素の話は、基本的に言えば各市町村の土地利用計画とか国土利用計画をやる部署では本来は把握されている要素だと思うんですね。それとこの土地利用規制現況の情報は、本来は県のほうに一括して整理されているはずなんです。恐らくこの要素のものはそれぞれの市町村ほとんど〇が付くと思うんです。空いているほうがむしろ少ないはずなんです。ですからこれは本来あるもので、それが未だ出てきていないだけだと思います。

## 環境工学

私共もそう理解しておりまして、この表がその収集のリストになっていますので、全て読み尽くして漏れのないようにしていきたいと思っております。

## 委員

法律の規制という部分で項目があるんですが、例えば農振地域、農用地の指定に佐敷も抜けていますよね。○が付いていない。例えば、豊見城市。何でか、というのがあるんです。調べてないということですかね。

## 事務局

現時点ではご提出していただいた資料になかったというだけです。

## 委員

土地利用の提出だったらちゃんとあるべきだがな。資料の求め方に問題があるんじゃないですか、と言っているわけですよ。求められている資料がどういう類いなのか。農地の部分というのは当然、利用計画が全てちゃんとされています。されているから土地改良等の事業が入るのが前提ですから。

## 事務局

糸満市をご覧になったら分かると思うんですが、糸満市は一冊の本にこういう全ての法律のものが全てまとめられているんです。まとめられているとこういうふうにして出てくるんです。出ているところがあるわけですから、空いているところは市町村がきちんと確認していないということです。糸満市はきちんと出ていますので、出ていないところが都市計画課にあるのを担当者が知っていないとか、そういった部分で……。農振については企画課の職員が確実に分かると思うんですけども、それが出されていないということはそれぞれの市町村に問題があるんじゃないかと思います。ただ、これがそのままいくのではなくて、空欄が出ているものについては呼んで一つ一つこれでいいかチェックして、それを持ち帰ってもらって、またこちらに来てもらってそれでいいですか、というかたちをしてからいきますので、全てじゃないということできせていただきます。これほど慎重を要するものですから、是非また帰られたら皆さんのほうで担当者に言われたらいいかなと思います。是非ひとつお願いしたいと思います。

## 委員

今の話は要するに事務局から首長宛にね。

## 事務局

出してあります。今、出しているのは課長宛ですが。

## 委員

そうしなければ、関係課が集まっても我々は皆、分からないですよ。

### 事務局

この表も付けて、これこれ空いていますよと、もっとありませんかということで今、文書を出してあります。更に皆さんのところをお願いして、更にまた呼んでヒアリングしてこれこれですよ、ということをするつもりなんですけど、ちょっと時間はかかりますけれども、そういうふうにはしないとイケないです。

ただ、決まりかけてから、10箇所に絞り込んでいってからこれもありました、あれもありませんととなると、また後戻りしますから、ここでいいですねということになると、これ以上のものは受け付けられませんので、そういうことは慎重に対応していただきたいと思えます。戻ることのないようにしていただきたいということでもあります。

### 委員

そういったヒアリングをして再確認するということですよ。

### 事務局

必要だったら2回ぐらいヒアリングをしますので、1回目のものと最終的なものと。

### 委員

事務局に確認しますが、これは担当、例えば糸満市から言うと生活環境課であるとかこの課への文書を出してあるということですね。そして担当課長が集まるんですか。この内容がよく分からないんですが、10市町村に対してヒアリングを確認する文書を出してあると。

### 事務局

ヒアリングの文書は出してませんが、今、欠落している、空欄になっているところがありますよと、この資料を添付しまして催促の文書を出します。そしてこれを受けて更に市町村を呼んで、担当課長、それから都市計画課長、それと色々な関係のある方を呼んで、これでいいですよ、というかたちでして、持ち帰ってもらって議論してくださいとやって、そしてまた呼んでそれから追加がありましたか、ありませんでしたかとやって、OKというかたちでしていきます。

### 崎山委員

これは意見なんですけれども、個別に聞くというのは逆に個別に声をかけるのが忘れていて集まらないという逆のケースがあると思うんですね。これは市町村での一番の窓口はどこかを先ず押さえて、そこを通じて資料を収集していかないと、自分たちがそれぞれの

課を回ると逆に穴が開くと思うんです。例えば、今、埋まっていると思われている糸満市も穴が開いているわけですよ。都市公園はあるんだけど、都市公園法が出ていないじゃないですか。まだいくつかありましたけれどもね。例えば、糸満市の場合ですと、これが企画辺りが土地利用基本計画を作ったことがありますよね。そういうところに行って、先ずそこを窓口とするようにしないと、個別にいくと逆に穴が出ると僕は思います。

## 委員

今、崎山委員がおっしゃるように、市町村の基本的な窓口はどこなのかをきちっと確認することは大変重要なことだと思います。これは間違いですかね。

## 事務局

今ここに、例えば、こういう法律という列挙されたものはありませんかという指示をしていますよね。これを担当課が受け取って担当課からそれぞれのところに行くのが普通であってですね。あるものを出してこいということじゃなくて、こういったものはありませんかということと、それから他のものもありますかということで私共は処理していますので、これはもう所管課のほうで出かけられて、それぞれの相当のところ、都市計画課だったら都計課に行かれてやっていただく。ただ、我々はこれで済むということはしませんということです。呼んで実際に皆さんのところはこういうかたちでスクリーニングしますとこういう空欄になりまして、こういう色塗りができましたけれども、これでいいですよということでやりまして、市町村に持ち帰られて三役、四役、担当課相談してくださいねということで持ち帰らせます。そして更に呼んで、どうになりましたかというかたちをしたいということです。

## 部会長

この資料についてはよろしいですよ。特にないですか。

## 候補地の公表時期について

### 部会長

よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）（「進行してください」の声あり）それでは3番目のほうにいきましょうか。候補地の公表時期について、事務局よろしくお願いします。

### 事務局

冒頭で申しました、前回の会議から持ち越し事項となっております。資料4で今後の作業スケジュールについてフロー図が出ております。それについてご協議をお願いしたいと思います。資料4の候補地の公表時期についてということで、1番から8番までの作業行

程を示してございます。この中で前回、ご意見が出ましたものを少し整理をしていただいて、公表をするというような手順でお願いしたいと思います。

まず、2次スクリーニングの作業が終わった時点、あるいは事務局が10箇所程度、各市町村を回って現地調査を行った時点なのか。それから市町村とのヒアリング。事務局のほうで各市町村をこのように挙がっていますということで、市町村とのヒアリングも行いたいということで計画をしております。その作業ですね。その事務局の作業を終えて、第1部会の開催になります。その資料として挙げた時点を公表の時期とするのか、あるいは下のほうで5番目の部会委員が現地踏査を行った時点でもよろしいのか。4番以降は部会の仕事になります。6番目の候補地の評価5箇所程度を絞り込んだ時点。7番目の2次候補地ということで3箇所程度に絞り込まれた時か。8番目の理事会で1箇所予定地になった時点で公表すべきか。ということで、この辺を少し皆さんでご協議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### **部会長**

それでは質疑のほうをお願いします。

#### **崎山委員**

質問ではありませんけれども、この件については前回もずいぶん議論をしましたが、なかなか落ちどころがよく見えませんでした。私のほうから行政の方々に意見をお伺いしたいのは、住民対応ではどこかの段階で公表すべきだとは思いますが、もう一つの勘案しないといけない要素というのは、いわゆる地上げ屋の暗躍を招き兼ねないというところはどうか考えておられるのか。実際、行政でこういう場面があると思うんですけども、この辺に対してご意見なり、考え方をお聞かせ願いたいと思います。行政の方々に、個人的意見で構いません。

#### **部会長**

土地ブローカーの関係ですよ。その件については……。

#### **崎山委員**

難しい問題だとは思いますが。

#### **委員**

関係企業があることですからね。

#### **委員**

その土地その土地の鑑定業関係もあるわけですよ。



## 崎山委員

値段の問題も……。

## 委員

法的な鑑定をする方がいらっしゃいますよね。

## 崎山委員

そういうことを聞いているのではなくて、こういう施設の話になってくると、住民の反発とか賛成云々ありますけれども、実はその裏で、これは全てがそうだとしたら大変失礼なんです、その裏に住民を操っている人というのが意外にいるわけです。そういうものが地下で暗躍するわけですよ。それが公表時期のタイミングを見計らうことは現実的に重要ではないかと思っております。恐らく、何箇所かに絞って公表されたら、そこは土地の所有がどんどん動いていくでしょうね。

## 部会長

1箇所にとり込んでしまうと集中すると思うんですけどもね。その10箇所の中で公表したとしてもどこになるか、それは分かりませんですよ。最終的な段階をいつにするのが問題じゃないかという気がするんです。

特にその建設場所を買い求めるとかは無理だろうと思うんですが、それでは周辺を買って相乗効果か何かで、出そうかという気持ちで買うのかということですね。施設はあまり喜ばれないと言うんですかね、住民に直結する施設ではあるんですが、そういった意味でのブローカーが……。どんなでしょうかね。

## 委員

例えば、バブルの時代だったら土地神話ということで、1カ月で土地が2倍にも売られているようなことがあって、その時期には地上げ屋が暗躍して法律も規制するような部分のこともあるわけですよ。今、土地は逆に使う分は全部、下落してしまって、そういった施設の関係では周辺で地上げすることはある面ではないんじゃないかという感じがします。正直申しまして、どこの市町村でもこの迷惑施設は要りませんということで、そのために今、議論して選定しましょうという部会になっているわけですよ。そういう意味では地上げはどうかという感じがしています。しかし、少なくとも一つの3ヘクタールぐらいという概積で出ているものですから、ある程度の協力は想定しないといけないと思います。

しかし少なくともこの10箇所の候補地、3箇所、5箇所なのかということはあると思うんですよ。ある程度の公表は10箇所決定した時にやるのか、5箇所でするのか3箇所です

やるのか、この辺はやはり決めないといけないと思いますが、そういう意味ではあまり地上げということで心配するほどのものではないんじゃないかと私は感じています。

## 委員

この選定部会はオープンですよ。これからもオープンでいくんですよ。第1スクリーニングで挙げた全候補地、これだって事務局から挙げればマスコミは我々が議論する中で全部分かりますよね。それをまた10箇所絞るのも分かるし、5箇所絞るのも分かるし、3箇所絞るのも分かる、全部公開ですからね。選定部会の中で分かって、正式にこの事務局から公表するというのが3箇所絞った時にするのか、そういう議論かな、とは思っています。そうすると今回、手続きの公表というのは何となくあまり意味がないかなという感じもするし、それから先ほどの崎山さんの不安もあるんですが、ほかの委員さんからも意見がありましたように、決まった候補地については当然そういった評価をしての公表だと思いますので、それはもうやむを得ないところですね。だからそういったブローカーが……。

## 委員

この部会そのものは公開ということですよ。

## 事務局

資料4をお出ししたのは、うちの室長のほうで説明しましたが、今やっているのはスクリーニングなんですよ。この部分を営々やっております。それで、この時点で、となると何十箇所という予定地が挙がるんですよ。これを公表していいかということです。

それと2番目に移りますと、今たまたま糸満市の作業が進んでいますので糸満市のほうが出ましたが、今、もっていらっしゃる資料の中に白いぼつぼつと説明したものがありますが、この資料が全部ということではない。この点がいくつ入るかと言ったら、糸満市だけでも100箇所、200箇所ぐらいの地図のスケールなんですよ。そうすると、糸満市が100箇所となると市町村を入れたらもう1000箇所以上出てくる可能性はある。その中から我々が造ろうとしている施設が本当にここにできるかどうかは、探しておいて絞り込みをしなければいけません。市町村とのヒアリングで実は皆さんのところにこういうところで空欄になっていて、候補地の中の候補地として挙げますが、近い将来ここに何かありませんかということをするんですよ。そうこういろいろやっていく中で、ここはいろんなかたちでありますよとなると、ここはまたできませんねとなって、それを絞り込んでいったのが10箇所という意味であります。

それで、上のほうに矢印がありますね。スクリーニング・事務局と書いてありますが、このスクリーニングの上のところでは事務局で仕事をしている部分なんです。ここは（「非公開ですよ」の声あり）知られると作業は難しい。ただ、この時は部会に挙がってまい

りますので、その時はマスコミの方もいらっしゃるのでここはやらないということはできません。ここからはあがってきてもいいのかなというのがあります。ただ、私たちが心配しているのは、崎山委員が言いました前回の会議で公開の原則だから最初からやったほうがいいんじゃないかという意見がございましたので、ちょっとここは無理なところも感じますので、スクリーニングのところまでは事務局で仕事させていただきませんかという考え方なんです。本音を申し上げて……。

#### 委員

これはやむを得ないんじゃないですか。非公開で……。

#### 委員

事務手続上の問題がありますのでね。

#### 委員

事務局がスクリーニングまでやって、部会開催がありますよね。そこで事務局で10箇所程度に絞ったのを部会に挙げる予定ですよね。そこから公開というかたちになっていくのかと思いますけど。10箇所から5箇所に絞る、3箇所に絞ったのは全て公開しないといけない段階だと思います。いつの時点で正式に公表するというのは何となく、10からはほとんどマスコミは知っていると思いますからね。

#### 委員

公開と非公開の判断になると思うんですけれども、10箇所程度という表現がされておりますよね。これが今の話からすると、現地踏査の段階で10箇所になるのかなという疑問が出てきたりするんですよ。どんなですかね。作業のやり方にもよると思うんですけれどもね。例えば、糸満の事例を申し上げてお話がございましたが、スクリーニングの段階では何百箇所も出る可能性もあるというような意味合いでのご発言だと思うんですけれども、10箇所程度がどの辺で出てくるのか、いつの段階で出てくるのかなという疑問がありますので質問をさせていただいております。

#### 事務局

ご説明がちょっと足りなくて申し訳ございません。一応、スクリーニング、現地踏査、市町村とのヒアリングをして、10箇所程度は絞り込みをしておきたいということを考えまして、ただ、10箇所ということではなくて10箇所程度ですから少し幅がありますので、15、16になるのかなという部分もありましてですね。数多くある中から10箇所数箇所に絞り込んでおかないと、部会委員の皆さんが現地調査する時に大変な苦勞をなされる部分もあるものですから、これは事前に事務局で振り落としを少しやっておくという部分です。も

ちろん、振るい落とされた部分については、どういう理由で振るい落とされたのか明記して委員に諮るといことは前回の会議で出ました。何故、落ちたかの部分、例えば、東風平町は何箇所挙がっていたんですが、ここはこうこうこういう理由で落としましたと、その理由は全部付記をしまして委員に報告をします。それで絞り込んでいきます。ですから、ヒアリングからはもう絞り込んだかたちで提示できるかたちにして、公表するという事です。よろしゅうございますか。

## 候補地の公開時期をいつにするのか

### 崎山委員

一つの試案として提案したいと思えますけれども、公開の原則を尊重して公開をしていく立場を取りまして、そうすればどの時期に公開するのかになります。決定していくのはこの部会ですから、この部会開催を経て1回目の公開があると。次は候補地の評価があって、その評価が終わって公開すると。いわゆる5箇所に決めたところですね。更に5箇所が終わって3箇所の公開と……。3段階で公開していくというようにしてはどうでしょうか。

### 委員

今、部会が開催されるということ自体は公開となっておりますので、その時点からは全て公開ということになります。結局は選定部会業務そのものも公開になりますよね。ということは全てが公開ということになると思えますので、崎山委員がおっしゃるようなこれ以降は全て公開ではないかと思えますが、どんなでしょうか、事務局さん。

### 委員

公開と公表は違うんですか。

### 委員

公開と公表とは違うということで、そこら辺も含めて。

### 事務局

意味的にはだいたい一緒になっておりまして、崎山委員のおっしゃったとおり4部会で議論された時点から公開をしているということで、それぞれの作業部会はそれぞれ公開しているということです。

事務局の案でございますが、3カ所までは公開になるんですが、一カ所の部分は理事会ですから、いろんな政治的配慮、いろんなかたちが入ってまいりますから、公開はもう少し待っていただきたいと思えます。3カ所は公開していくことで差し支えないかなと考え

ておりますが、一カ所についてはちょっと……。全部、公開ということはちょっとできないと、一カ所は保留にさせていただきたいということでございます。

#### **事務局**

今、石嶺さんから提案がありましたけれども、公開と公表は違うと、確かにそうですよね。ですから、もう一回言葉を変えて言うと、部会開催の後を受けてその10箇所程度に決めた地域について公表すると、5箇所程度に絞ったところで部会の結論を終わって公表する、それから3箇所を決めて、これを部会で決めた後に公表するというやり方だということで訂正して申し上げたいと思います。

#### **委員**

会議は公開するけれども、正式に10箇所に決まりましたよ、と公表する、そして5箇所に決めましたよ、と公表するということになりますね。

#### **宮平部会長**

それでよろしいんじゃないですか。

#### **委員**

それと理事会業務の分は保留ということは、これは当然じゃないですか。僕らはあくまでも部会の委員でありまして、部会に関するものを公開議論していく話でございまして、あとは理事会の皆さんの話でございまして、それはそれで理事会の皆さんの決定でいいかと思えます。その時には用地選定部会はこの分ですよ、とやっていくことが確認できればいいと思えます。

(「進行してください」の声あり)

#### **部会長**

それでは、今の件についていろいろ話がありましたように公表の時期については部会開催後に公表するというので決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」、「異議なし」の声あり)

#### **古我知委員**

いいですか。

#### **部会長**

ちょっとお待ちください。どうぞ。

## 古我知委員

部会開催する前に公表される地域の市町村等への対応、何らかフォローできるような体制がないと前に話したように、いきなり翌日の新聞に載って地域住民の反発を受けやすいという心配がありますので、この辺は何らかのかたちで配慮するような方法が考えられなかなと、知恵がないかなと思って危惧しているんですけども。

## 部会長

公表には別に問題ないんですけども、世論と言うんですか、そういった動きに対しての対応策ということですよ。そこら辺は事務局、何かありませんか。

## 事務局

新聞は公ですよ。それで新聞に載って関心がある人は新聞を読んで分かります。しかし一般住民というのは、今おっしゃるように、なかなか新聞だけではという要素があるわけです。新聞に載って分かって騒ぐ場合があるが、本来新聞に公表する前に例えば、順番、非常に手っ取り早い方法は住民説明会をすることだと思うんです。それはちょっと厳しいですよ。今の質問は、そういうかたちの類いではないかと思います。そうすると、新聞に載せる前に、関係している市町村住民は分かるわけだからということですね。よくありますよね、自分たちが知らないうちに決められて新聞に載っていたということはどういうことなんだと、ということは多々あることですからね。そういうことの部分を事務局として挙げられた候補地について、こうこうしかじかという部分が住民サイドに公表の前に伝わる方法はないのかなということはある面で大事なことだと私も思います。

## 委員

難しいと思いますよ。

## 委員

今、事務局が再度市町村とヒアリングをして、これ 10 箇所と決めたとしましょう。それで事務局から第 1 部会に対して、この部会は 10 箇所から現地調査をして次の 5 箇所程度に決めます。これは全て公開されますからね。これを今、古我知さんが言うように 10 箇所から 5 箇所に絞る時のものは、いち早く翌日の新聞には載りますからね。だからこれは無理だと思うんです。だから現地調査した結果、こういうやり方で 10 箇所から 5 箇所にこの部会で絞りますということを住民説明会で説明した方法があるんじゃないですかね。

## 古我知委員

そこできた場合に、スムーズに対応できるように何らかの論議をしておかないといけなかなと。いつもそこでタイミングがずれてしまって、住民への説明を怠ったり、担当職員

に聞いても分からないという話になって余計に不信感を増幅してしまうというのがあるものですから。だいたい部会開催前にある程度挙がった市町村担当者あたり、あるいはどういうふうに答えていくなり、どういう説明の資料を持っておくなりというのはある程度統一したものを作っておくべきかなと思います。

#### **委員**

今の話は第4部会で議論するもの、これを前もって住民に知らせておくということですよ。

#### **古我知委員**

担当市町村なりに……。私もどうしていいか方法が分からないんですけども、いつもだいたい住民への発表のタイミングのずれで余計な摩擦を生むというのがあるので、この部分はなるべく慎重にして考えられる対策を、知恵を出し合って作っておかないといけないのかなと思っています。

#### **委員**

かなり厳しい議論にはなりますね。シンポジウム等開いてやるのかとか、そういったものをやらないと。

#### **委員**

シンポジウムと言うよりも当然公表して新聞に載りますから、住民から自分たちの地域が挙げられているのはどういうことかと問い合わせがくると思いますので、その時には最低限きちんとした情報を伝えられるように。例えば、佐敷であれば、佐敷に電話して聞いても担当者は聞いていないとかいうようなことがあったら余計に不信感を持ちますから、そういった行政間での対応の仕方というのは、しっかりとマニュアルを作っておくなりした方がいいですね。

#### **委員**

これはただあれでしょうね。部会開催の時に、これまでは公開してなかったものが公開をして公式に公表という、公開そのもので公表ということになるんですよ。そこら辺を担当部署に説明するというのもかなり時間的には厳しいものになるでしょうね。厳しいような状況じゃないかなと思います。

#### **古我知委員**

その辺、最初の一步を一つ間違うと溝ができやすいのが非常に多いので、前々から言っていることですが、時間はかかりますよ。

## 崎山委員

いいですか。それであれば、抽出された市町村の担当者呼んで今後の対応についての研修会みたいなものがあったらどうでしょうか。確かに、僕は分かりませんという話がどんどん出てくると住民は怒りますよ。だからそれは、この事業はこういうふうな手順を追って、こういう選定をしてきましたということも含めて担当者にはレクチャーしていかないと、多分窓口は私たち選定部会が市町村と関係なくやっているというふうにとられているわけですね。そうならないように、関連する市町村の担当者を集めてのレクチャーは必要かも知れませんね。

## 委員

候補地を各地区から選定して挙げる段階で、その各市町村はいろいろ話をなさってそういう場所を挙げるということではないんですか。

## 委員

今までできなかったわけですね。

## 委員

事務局がスクリーニングをして候補地を挙げていくわけです。

## 委員

要するにスクリーニングから現地踏査までありますよね。仮に事務局から挙がってくれば、10 から7で3箇所絞って理事会に挙がっていく予定になっていますけれども、この中の1から7までの行程を前もって住民に発表するわけにはいかないんですか。そうやっておけば、十分住民はこういったやり方で10箇所からこの部会では3箇所絞ると分かって、そして10箇所から5箇所絞った時も翌日には新聞に載るんですけれども、その後から住民に説明しても、前もってこういった段取りが分かっておけば、ほとんど抵抗はないんじゃないですかね。

## 委員

行程表の発表ということですね。

## 事務局

行程表の公表は新聞社の方が見えていますので、これは問題ないですね。古我知さんがおっしゃっているのは、このことじゃないと思うんですよ。



行程表ということではなくて、要するに1から7までこういったかたちでこの選定部会の中で議論して絞っていきますよ、ということで十分住民が知っておれば、マスコミが発表してもその後で10から5に絞った結果がこういうかたちで合意になりましたということになります。しかし、どうしても後追いになるんですよ。

### 事務局

ですから、今おっしゃっているのは、具体的にどこどこの市町村にということ、例えば、東風平町の何々地域というのが出てくると、その住民が騒ぎ出すと、ここをどうしたらいいかと古我知さんは言っているんだと思うんですよ。ある程度ここは、住民にとっては寝耳に水みたいな感じでどこかに出てくる部分はあるんじゃないかと思うんです。そこは崎山委員が言ったように、市町村職員を集めてレクチャーすることは我々でやってもいいと思います。皆さんのところはここに絞り込んできましたから、理由はこれこれですから、もし問い合わせがあったらこういうふうに資料をあげてくださいねという部分は可能だと思います。具体的に市町村の地域が出た時に、この住民が何でなのか、誰が決めたのかというかたちになってしまう部分を心配していると思うんです。そうですね。

### 委員

第4部会に10箇所の候補地が挙がる前に、関係市町村は住民にも説明したほうがいいということですね。

### 事務局

いいえ、そういうことはありません。市町村の職員は、部会開催後にしか公表できませんから、部会開催前にやるということはちょっとできません。皆さんの部会で了承された時に公表というかたちになりますので、市町村職員はそれ以前に間髪を入れずに、要するに前もってその勉強会をしておけば、明日になったら直ぐ新聞に出ますから、早いうちだと夕方にも抗議がくる部分はあるんじゃないかと思うんです。その時に対応できるようにという部分はしておかなくてはいけないということです。

### 委員

役場職員が十分対応できる準備はしておくべきということですね。

### 事務局

これも一つの方法です。別の方法もないかということなんです。

### 委員

役場だけではなくて、今言ったように、当然そこに候補地を絞って10箇所ですよ、とそ

の市町村に流れた、特にその地域の人たちは公表されますよね。誰が決めたのかと、それは思います、当然ですよ。その中で今、言ったそれがあって、身近な住民というのは皆さんの事務局に誰が決めた等と電話はしません、当然市町村役場にしますよね。その時になって、これは行政組合が決めているから自分たちでは分かりませんね、というのが多々行政の場合にはあったりすると、それで不信を持って不満が広まったのが今までの経緯でありますよ、という指摘だと思うんです。

そうであれば、今、言ったようなことは当然の帰結として担当するのであれば、どういう方法ですか、それは当然のことだと思います。決められたものは分かっておかないといけない。これは役場の部分だけではなくて、そういったいろんな方がいますよね。住民、一般の人たちは議員とか有力者といった人たちに直ぐに必ず抗議めいたかたちの聞き方をすると思うんです。そこで役場は分からなかったでは問題が起こるんじゃないかということ、この辺の整理だと思います。

#### **部会長**

それでは今の古我知さんの意見の中で、公表された時にその候補地のほうからいろいろ抗議めいたいろんな問題が出るということはあるだろうと思います。そうであれば、各市町村の担当部署には事前にレクチャー、説明をしていただいて十分対応できるようなかたちで部会開催して公開・公表ということでやれば、そこら辺のいろいろな問題点がある程度解消できるんじゃないかと思いますが、その方法しか今の段階では考えられないと思うんですが、どうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、事務局のほうでその考え方でやってもらいたいと思います。

#### **部会長**

それ以外に何かありますか。

#### **古我知委員**

もう1つ。現地調査ですが、この場合、公表した後、地域によっては住民がかなりここにも来る可能性があるし、現地調査にも来る可能性が大いにあるかなと思うんですけれども、その辺はどういうふうな対応を考えていらっしゃるのかと思います。

#### **事務局**

公表されると、確かにおっしゃるように、恐らくその地域の市町村が調査に入れないという状態が考えられるかだと思います。場合によってはエキサイトしてくる部分もあるので、この対策をどうするかとなると、私も今の時点で回答できませんが、粛々と部会で調査していくということになるかだと思います。

ただ、できないところは無理にやるということではなくて、そこは後に回して、また説得しまして時間をかけてやる、スケジュールがあるからそのまま入っていくのではないと。例でございますが、現地に下りないで遠いところから見て OK だというようなことはしないで、説得していくことをしてスケジュールを組み替えるかたちにしていくということです。

### 古我知委員

そこまで極端に住民が出てくるパターンもあるでしょうし、もしかしたら現地調査と一緒に見に行つて委員と同じ資料も見せてほしいとか、あるいはこの部会に来て話を全部聞かせてくれとかいうようなレベルもあるかも知れませんが、自分たちが意見を言う場ももたせてくれというレベルもあるかも知れない。そういったものに対してどういうふうにしますか。

今まで決められたものはいいんですが、大事なのは住民とどういうふうにしてコミュニケーションをとっていくかですよ。公表してどのように決めていったかというのがトラブルを少なくしていく、摩擦を減らしていくための方法なので、その辺にもうちょっと意識とか対策とか、とっておいたほうがよりスムーズにいくのかなと思って質問しているんです。

### 事務局

原則、すべて公開ということですよ。そうであれば、住民との接点というのは必然的にそこから生まれるだろうとは思っています。大きな原則と言うんですか、南部地区の廃棄物処理施設整備が一番重要な考え方だと思いますので、ごみ施設をどう捉えていくのか。あとは施設の整備と位置の問題だと思います。現地に行った場合、住民が参加しておれば住民のほうにも説明をしていくということだろうと思つていいですね。委員の皆さんにも協議しながら、ということになるだろうと思つていいのですが、委員の皆さんどうでしょうか。

### 住民も現地調査と一緒に رفتてもいいのでは？

#### 委員

正にそうじゃないですか。会議であろうが何であろうが、公開というのは単にマスコミだけじゃないわけです。住民がこちらに傍聴しに来てもいいわけですよ。たまたま来ないだけであつて、現地調査する場合にはその地域の人、関心のある人は直接見に行こうということがあるでしょう。それは当然、住民に公開という原則で現地調査するのもこの会議の延長でありますので、当然そこも公開ですから、住民が来たらその中で説明も一緒にしてもらつていくことは原則だと思います。それでいいんじゃないですか。

妨害されたりとかもあるでしょうが、それは想定しなくていいんじゃないですか。基本

的には公開でありますのでね、会議であろうが調査であろうが、一緒ですよ。そういうことでその部分で対応して、場合によっては理解してもらい良いタイミングにもなるかも知れません。

#### **部会長**

よろしいでしょうか。

#### **古我知委員**

そのための準備とか考えられることはできるだけ事務局で考えておいていただきたいんです。

#### **委員**

古我知さんがおっしゃったように、公表したら住民の声、意見を、候補地を絞り込む段階でそれを反映させるということもあるんですか。

#### **事務局**

あります。今ですね、7回ほど会議をしていると思うんですが、住民委員会がありまして、今日皆さんがお話されていることをこの住民委員会にも議事録の提示で話し合いの内容を伝えます。そこで住民委員会として状況、流れは知りませんので、そういった部分も、いよいよもって公開されると更にその辺りについて住民委員会にもその資料の趣旨をあげますので、そういったかたちで意見は出てくると思います。

次の議案にもなりますが、既に住民委員会から皆さんに申し入れが出ています。次の議題に出てくるかと思いますが、皆さん選定委員と住民委員会との話し合いも営々やっていたかということの題材になるかと思いますが、話し合いを持ちたいということは間違いなくと思います。機会はたくさんありますし、もちたいと思います。

#### **委員**

選定、絞り込んでいく段階で住民の意見も反映させられるということですね。

#### **事務局**

住民が何を考えているか、どうしているかということ、皆さんに意見を出していくということもあろうかと思いますが。

#### **崎山委員**

古我知さんの意見に関連してですけれども、地域住民への説明をどの時点で入れていくかですね。これは公表とはまた違った場面がありまして、これは結構いろんな質疑が出て

くる可能性があると思います。これから十分検討していただきたいんですけども、私の大雑把な考えでは、5箇所か3箇所ぐらいに絞られてきた時に、その対象となる地域に住民説明会若しくはヒアリング確保で意見を聴取していくというようなステージが必要かも知れないと思っています。それは今、結論的なことをここで先に出すことはないんですけども、少なくとも3箇所に絞った時にここで地域状況を反映した上で理事会はそれを加味しながら判断して1箇所に絞ることになると思いますから、少なくとも3地域で説明会を開いて反応をとるとというのが多分、必要なんでしょうね。あるいはその前に必要なかどうかはこれから検討するとして。

### 部会長

理事会の中で、これはあくまでも理事会にあげるための1箇所を挙げるのではなくて、理事会で選定するための幅をもたせた挙げ方なんですよね。だから、どちらかと言うと、部会のほうは緩やかにと言うんですよね。決定をしてあげるということではなくて、理事会で選定をする、いくらかの選定をしてその中から決定してもらいたいという方策だと思うんです。その以前に理事会の前にもこういったことが必要なかどうか、そこら辺も議論になると思うんですよ。どんなでしょうか。

一応、3箇所程度となっているんですが、それが適当かどうか。理事会へあげるために3箇所でもいいのかもそうなんです。決定ではないとは思いますが。理事会のほうで決定するという事だろうと思います。

### 古我知委員

既に決まっているのであれなんですけど、この部会で3箇所まで絞り込むというのはちょっと疑問なんですよね。行政の方もいらっしゃいますけれども、半分は民間の人間で何の責任もないし専門的知識もあるわけでもない人間たちが、ここまでの責任を負えるのかと言うと、ちょっと厳しいなというのもあって、住民が入ってきているのは公平な運営のあり方と透明性を確保するためで、ある程度の絞り込みで5箇所ぐらいで十分なのかなと僕は申し上げもしていたんですよ。こういう責任の分担としては……。それと後々、もし住民と揉めてきた場合には、この部会の皆さんの各人にももしかしたらいろいろ出てくる可能性も大いにあるなということで、ちょっと話が広がってあれなんですけれども……。3箇所程度に絞り込むまでをうちの仕事としていいのか、5箇所ぐらいでやってもう一度というのはちょっと疑問があるといったんですけども。

### 部会長

程度でありますので、3箇所ということでは事務局のほうでも考えてないだろうと思います。そこら辺について事務局、どんなでしょうか。

### 事務局

古我知委員、前回の会議で議論しましたよね。5を3という部分ですね。この線の議論にまた戻すのかという部分になるものですから。

### 部会長

そうだったんですか。

### 事務局

程度という部分になると必ず3箇所ではないということで、10箇所という部分も14、15箇所になるかも知れません、と申し上げたんですね。そういうような解釈で捉えて結構だと思います。必ずこれだけでやるということではないので、どうしてもというのであれば、それでいいと思います。委員の皆さんには頑張ってもらいたいと思います。

### 部会長

委員の皆さんも自信を持って。

### 委員

第3回の検討会で候補地の抽出方法について、ということで資料をいただいているんですけども、その時の資料というのはこの住民委員会の皆さんもそれから住民の皆さんも早目に知らせることがとられているのかという質問なんですけど、そういう情報をもっと出ていったほうがいいんじゃないでしょうか。

### 事務局

おっしゃるとおり、住民委員会のほうにも、先にも申し上げたんですが、今日の会議の内容とかこれからのスケジュール等々について流していく予定でございます。よろしいですか。そういうことですね。

### 委員

候補地選定の進め方という、そういう資料を皆さん持っていらっしゃるんですか。住民委員会の皆さんは。

### 事務局

あげてあります。

### 部会長

よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それではスクリーニング、現地踏査、市町村とのヒアリングについては事務局の仕事としてやります。10カ所から部会の開催、公開の部会開催でございます。その時点からは公表ということになるだろうと考えておりますが、それによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ではそのように、公表時期は10カ所以降からということにしたいと思っております。

## 住民委員会に議事録の提供を

### 部会長

次に、4番目の住民委員への議事録提供について。事務局、お願いします。

### 事務局

先ほど来、玉寄事務局局長のほうから少しお話がございましたけれども、住民委員会のほうでこの後の議事とも、合同会議とも関連しますが、第1部会の動きを事務局のほうで資料を提供してございます。先月行われた住民委員会の中で、候補地選定の方法ということで事務局から報告をさせもっています。その中で第1部会でどういう議論がやり取りされているのか、あるいはどういう過程を経て決定されるのかということで関心が結構ございますので、会議録を是非もらえませんか、というご意見が多々ございます。それをもとにいろいろ動きも見ながら意見交換、これは次の議題になっています意見交換をもつというようなことでもございましたので、今日の議題として上げさせていただきました。事務局としてはできるだけ公開と言うか公表するつもりでやっておりますので、その辺は構わないと思っておりますので、今日、部会のほうで決をとっていただいて資料提供なりをやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

### 部会長

それではただいまの件について質疑をお願いしたいと思います。特にないでしょうか。公開のほうですので、住民に議事録を見せることはまた当然だろうと思っております。そのようにしてよろしいですね。

### 崎山委員

これまでの議論の中で、我々委員会では全然公開することは構わないと今までしていただいておりますので、それはそれで結構だと思います。同じように、我々部会のほうからも住民委員会ですらどういう議論がされているのか聞きたいところがありまして、これまでの住民委員会の議事録をそれぞれの部会にも提供していただけないかと思っておりますけれども。

### 部会長

今の話は反対側からのことなんです、これはこちらの部会でできますでしょうか。専

決できますか。

#### **事務局**

これはまた次回の住民委員会の中で協議していきたいと思います。

#### **部会長**

それで協議をして諮るということですね。では、こちらでは決定できませんので、事務局から住民委員会のほうに投げかけをしてもらうということで決定しましょうね。（「異議なし」の声あり）会議はそのままで公表したいと思います。

### **住民委員会との意見交換会を**

#### **部会長**

それでは次に、5番目の住民委員会との合同会議開催について。

#### **事務局**

お手元の資料5に前回で上がっています第1部会の動きについて報告しましたところ、その会議録の中に出ております（1）から（8）までの選定方法についての意見、要望等あるいは疑問点等も出てきております。悶々として前回から続いておりまして、できれば意見交換会を設定していただきたいという要望がありますので、甚だ勝手ではございますけれども12月21日（火曜日）、これは住民委員会の定例会議の日にちなんでですが、次回の住民委員会の会議に第1部会の皆さんにもお集まりいただいて、意見交換を設定させていただきたいということで今日お諮りをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

#### **部会長**

合同会議の開催について、平成16年12月21日午後7時（予定）ですが、それを決定してよろしいでしょうか。日程的にどんなでしょうか。

#### **委員**

議会との関係ですよね。12月はだいたい16日あたりに議会開催するものですから、そうすると議会対策等も含めてね。21日だから、夜でもそれとの関係がなければいいですよ。

#### **委員**

金曜日等だったら、議会対策が……。

#### **委員**



議会对策とかいろいろあるでしょ。だから本当は議会のその辺も含めたらいいんだけどな。タイミングよく開いているんだったらいいけど、議会对策等も含めて結構ありますよね。

#### **事務局**

21日は第3火曜日でございまして、これは住民委員会の定例会の日になっております。それに合わせてということで一応、設定させていただければと思います。

#### **事務局**

諮っていただいて、もし無理そうであれば、また改めて設定し直すということで……。

#### **部会長**

ちょっと無理なような感じはします。議会との関連でございますから。どんなでしょうか。行政側のほうが……。

#### **委員**

今の時点ではつきりは言えないけれども……。

#### **委員**

持ち帰って、これは執行部の話じゃなくて議会の先生方で……。

#### **委員**

議会は議運でしか決めないから。

#### **部会長**

行政側だけじゃあれなんですけど、一応は日程が組まれる可能性があるんですよ。ですから、その辺はご理解いただきまして。それでは事務局。

#### **事務局**

後でまた各市町村の皆さんには確認をとりたいと思います。できれば、この前後で設定させてください。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

#### **委員**

この件でちょっとお聞きしたいわけですが、住民会議の戦略と言うんですかね、この辺はいろいろ意見を出し合いながら、提言できるような中身だと思うんですけどもね。この住民委員会、あるいは私たちの部会との会議をもつというこの辺の意義はどういったも

のか話してくれますか。

### 事務局

これはお手元にございます第6回の住民委員会での会議録概略なんですが、この中で出てきております報告第2号「候補地の選定について」ということで私共で説明させてもらったんですが、それから委員のほうから結構出てきております。1次スクリーニングの規制地域を除外するのは何故かと、何故市街化地域でそういうのを建てることはできないのか、安全な施設だったらそういうことも可能ではないかというような、いきなりそういうような話が出てきたわけですね。出だしからそういうようなお話があったりしてですね。あるいは、迷惑施設が集中しているという前回の反省点はどう反映されるのか、行政として合理的な施設の集中とそれから迷惑施設の集中はどういうバランスを取るのかといったようなご意見が寄せられております。そういったことを受けての意見交換。場合によっては反映できる部分については反映させていきたいというようなことですので、直接直にそういう意見を伺いたいということで今回の設定ということにさせていただきました。

### 委員

時間的には2時間ぐらいかなと思いますが、例えば、振興策はどうなっているのか、先ほどお互い話をしました公表の件がありますよね。時期的に12月21日ということなんですが、そういった中身が熟しているかどうかですね。

### 事務局

この辺は答えられる部分だけでよろしいかと思います。もちろん作業的にまだそこまで踏み込んで第1部会のほうでも議論されていない部分もございますので、それは基本的な考え方みたいなものをふまえて第1部会の運営あるいは評価というところでいけばよろしいかと考えております。

### 委員

意見あるいは今、提言できるものについては、今の時点でやっていたらいいという考え方でいいんですか。

### 事務局

はい、そうです。考え方の部分です。

### 部会長

それでは、この21日前後ということで確認をとってよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

## **部会長**

6番目にその他、がありましたら。

## **事務局**

お手元にシンポジウム 12月4日のご案内をさせていただいております。チラシが入っているかと思います。ただいま事務局のほうでは、トップ記事に向けて各市町村の協賛広告をお願いしてそれを鋭意集めているところでございます。引き続きご協力方をよろしく申し上げます。シンポジウムのほうも是非ご参加をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

## **部会長**

これで2番目から5番目までについて、無事審議は終わりました。これで第1部会の第5回検討会を終わりたいと思ひます。ご苦勞様でした。